

河合町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9月12日

河合町長 清 原 和 人

河合町条例第18号

河合町印鑑条例の一部を改正する条例

河合町印鑑条例（平成4年6月河合町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第2項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）」を「住民基本台帳法施行令」に、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第5条第1項第1号中「氏、名」及び「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「その他氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第8条第1項第4号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第13条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。